

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- がん治療連携指導料
- CT撮影及びMRI撮影
- 外来後発医薬品使用体制加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 酸素の購入単価

(2024年11月1日時点)